

胚・未受精卵凍結保存及び凍結保存継続に関する規定変更の同意書

受領者	受領日	控え確認
		<input type="checkbox"/> 患者 <input type="checkbox"/> 当院 <input type="checkbox"/> 郵送

～2014年9月30日以前に凍結された胚・未受精卵の継続保存希望時に提出が必要な書類～

胚・未受精卵凍結保存及び凍結保存継続に関する規定変更に伴い、2014年9月30日以前に凍結保存された胚・未受精卵についても変更された規定が適用されることを同意する書類です。HPの書類ダウンロードのページに掲載されている「当院の規定」の「胚・未受精卵凍結保存及び凍結保存継続に関する説明書」とともに下記事項を1つずつ振り返り左端の患者口欄に☑を入れ下記に署名して下さい。患者口欄全てに☑が無い場合には同意書は受領出来ませんので、不明点など質問がある場合には提出前にお問合せ下さい。また、提出前にご自身で控えとなるコピーをお取りください。

(↓患者口欄)

- 1 【説明書1】1-①胚凍結することが出来る方、1-②未受精卵凍結することが出来る方とその留意点、1-③・1-④凍結方法、1-⑤凍結出来る胚・未受精卵の基準、1-⑥必要な同意書、1-⑦同意書が提出できなかった場合、1-⑧凍結不可の場合、1-⑨凍結胚の状態と写真のお渡し、について理解し納得している。
- 2 【説明書2】胚・未受精卵の凍結保存期間と費用について理解し納得している。
- 3 【説明書3】胚・未受精卵の凍結保存期間は延長できるが、胚、未受精卵それぞれに対し当院の定める最長保管期間に定めがありこれを1日でも過ぎると胚・未受精卵の処分権は当院に帰属することを理解し納得している。
- 4 【説明書4】4-①凍結保存期間満了までに継続もしくは破棄処分の手続きが必要であり、凍結保存期間満了日までに手続きが完了しない場合は継続の意思がなく凍結胚・未受精卵の所有権を放棄したものとみなし凍結胚・未受精卵の処分権は当院に帰属する。また、凍結保存期間満了日までの手続きが繰り返されなかった場合は以後の凍結は受入不可である場合や、治療全般が中止となる場合がある。4-②凍結継続の手続き方法、4-③凍結破棄処分の手続き方法、4-④当院から患者様に連絡し凍結継続されるか破棄処分されるかの連絡をするなどの義務はなく手続きは患者様の責任のもとで行っていただくこと、4-⑤当院からのご案内、について理解し納得している。
- 5 【説明書5】災害などの不可抗力により胚・未受精卵に損傷や損失が生じた場合には胚・未受精卵は破棄処分され、これらの補償には一切応じられないこと。天災や火災などにより凍結胚・未受精卵が回復不可能な損傷・紛失に至っても当院に対して異議申し立ては出来ないことを理解し納得している。
- 6 【説明書6】保存責任については、凍結胚・未受精卵が不可抗力その他当院の責めに帰すべからざる事由により使用不可能になった場合、当院は一切損害賠償責任を負いません。ただし、当院の責めに帰すべき事由によって凍結胚・未受精卵が使用不可となった場合、当院は患者様が使用不可となった胚・未受精卵にそれまで支払われた凍結保存費用の合計額を限度として損害を賠償致します。それ以上の補償はなく、要求しないことについて理解し納得している。
- 7 【説明書7】凍結胚・未受精卵は他施設に移送することが出来、その手順などについて理解し納得している。
- 8 【説明書8】8-①仕事や家庭の事情によりご夫婦の住所が別々になり、胚・未受精卵凍結保存リストの送付先である妻の住所が変更される場合には住所変更の手続きが必要、8-②ご夫婦の住所が別々になる場合で夫を連絡窓口にする場合にはその手続きが必要、8-③ご夫婦関係が不良な場合の注意点、離婚された場合について理解し納得している。
- 9 【説明書9】妻が死亡した場合の凍結胚・未受精卵は夫の意思に関係なく破棄処分されることについて理解し納得している。夫が死亡した場合、凍結胚は破棄処分となる。未受精卵については凍結保存のみは継続可能なため当院まで連絡が必要なことを理解し納得している。
- 10 【説明書10】破棄処分される胚・未受精卵は培養医療技術発展のため、胚・未受精卵融解練習、胚・未受精卵凍結練習、顕微授精練習などに使用される場合があり使用後はただちに責任をもって破棄処分され、他者への人工授精や胚移植などには使用されないことを理解し納得している。
- 11 【説明11】11-①融解方法、11-②融解後の治療、11-③融解後の生存率、11-④融解胚使用割合の実際と妊凍結融解胚移植割合の実際と妊娠、11-⑤融解同意書、11-⑥融解には費用が発生すること、について理解し納得している。
- 12 【説明書13】規定は当院の判断により改定されることがあることを理解し納得している。
- 13 【説明書14】その他、全ての項目は日本産科婦人科学会、及びJISARTの規定に基づくことを理解し納得している。

<注意事項>

- ① この同意書を提出後でも、凍結前であればいつでも自由に同意を取り消すことが出来ます。
- ② 今回行う胚・未受精卵凍結保存法は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床治験ではありません。
- ③ 患者様の個人情報個人情報保護法及び当院の規定で取扱います。治療経過に関する情報は個人が特定されない形で、日本産科婦人科学会や他学会へ報告することがあります。

医療法人社団暁慶会はらメディカルクリニック 院長 原 利夫殿 同意年月日 年 月 日

住所 〒

夫氏名(本人署名) 妻氏名(本人署名) 妻ID

* 凍結胚・未受精卵保存に関する当院からの全ての連絡は代表連絡窓口である妻、あるいは本人に対してのみ行えば足りるものとします。

<選択事項>以下のどちらかに必ず○をしてください。どちらを選択しても不利益が生じることはありません。	
凍結予定の胚・未受精卵が将来移植されず破棄処分の選択がされた場合に生命には結びつかない段階での研究目的に使用してもよろしいですか？(胚の若返り研究などに使用します)	<input type="checkbox"/> 研究に使用許可 <input type="checkbox"/> 研究に使用許可しない